

## 特定事業の選定について

### 1. 事業概要

#### (1) 事業名称

海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業（以下「本事業」という。）

#### (2) 事業の内容

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、事業を実施する主体として選定された民間事業者（以下「選定事業者」という。）が、事業期間中、史料館施設の展示物等更新業務、維持管理業務及び運営業務を遂行する方式（Operate（O）方式）により実施する。事業期間は、契約締結日から令和10年3月末までの期間である。

#### (3) 公共施設等の立地等

- ・ 立地場所：広島県呉市宝町 5-32
- ・ 敷地面積：3,247.52 m<sup>2</sup>
- ・ 建築面積：1,663.26 m<sup>2</sup>（展示用潜水艦を含む。）
- ・ 延床面積：3,600.56 m<sup>2</sup>（同上）
- ・ 用途地域：商業地域
- ・ 建ぺい率：51.22%
- ・ 容積率：110.54%
- ・ 施設用途：史料館

#### (4) 防衛省の支払に関する事項

防衛省（以下「国」という。）の選定事業者に対する支払は、以下からなる。

- ア 展示物等更新業務に係る対価
- イ 維持管理業務に係る対価
- ウ 運営業務に係る対価

国は、選定事業者に対して、ア、イ及びウの対価（以下これらの三つを総称して「サービス対価」という。）を、財政法（昭和22年法律第34号）第15条第1項に規定する国庫債務負担行為に基づき、国と選定事業者との間で締結する事業契約（以下「事業契約」という。）に定めるところに従って、事業期間中にわたって支払を行う。

## 2. 事業の評価

### (1) 本事業をPFI事業で実施することの定量的評価

本事業について、国が直接実施する場合とPFI事業で実施する場合を比較するに当たって、その前提条件を付紙のとおり設定した。当該前提条件のもとで、PFI事業の実施により得られる定量的効果について分析を行ったところ、本事業をPFI事業として実施する場合には、国が直接実施する場合に比べて、本事業に必要な国の負担額は、現在価値ベースで約2.6%程度軽減されることが見込まれる結果となった。

### (2) 本事業をPFI事業で実施することの定性的評価

本事業をPFI事業により実施する場合には、次のような定性的効果が期待される。

- ・民間の技術的知見やリスク管理能力を活用することによる確実かつ効率的な展示物等更新業務、維持管理業務及び運営業務の実施、並びにこれらが一括発注されることによる各業務間の連携・整合性の向上及び業務の効率化
- ・民間事業者のノウハウ等の活用による常設展示の魅力向上、創造的な企画展の実施、円滑かつ効率的な館内案内サービスの提供や魅力的なイベント等の実施による史料館利用者に対するサービス向上及び入館者数の維持・向上
- ・効率的効果的な海上自衛隊員の教育、募集広報の実施や呉市内近隣施設との多様な連携、魅力的な屋外施設の解放や制服試着体験の実施、国民一般等への効果的な広報活動の実施による隊員教育効果及び国民理解の向上並びに応募者の増加
- ・民間資金を活用し、サービス対価として毎年均等額を支払うことによる財政支出の平準化

### (3) 本事業をPFI事業で実施することの総合的評価

本事業をPFI事業で実施することにより、定量的及び定性的効果を期待できることから、本事業をPFI事業で実施することが適当であると認め、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定に基づき、特定事業として選定する。

## 定量的評価の前提条件

## 1. P S CとP F I－L C CとV F Mの値

項目	値	公表しない場合はその理由
①P S C (現在価値ベース)	(非公表)	・その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため。
②P F I－L C C (現在価値ベース)	(非公表)	
③V F M (金額)	(非公表)	
④V F M (割合)	約2.6%	

## 2. V F M 検討の前提条件 (※)

項目	値	算出根拠
①割引率	0.43%	・「V F M (Value For Money) に関するガイドライン」を踏まえ、0.43%に設定した。
②物価上昇率	-	・各業務の費用は実質値によるため、事業費の算定には物価上昇率は加味しない。
③リスク調整値	-	・調整する事項はない。

※1 事業者自らの提案により実施されるため、付帯事業の効果は考慮していない。

※2 上記に加えて、税の還元等の調整として、国が支払う消費税(10%)のうち国税相当分(7.8%)及び事業者が支払う法人税等のうち国税相当分を還元している。

## 3. 事業費などの算出方法

項目	P S C費用の項目	P F I－L C Cの費用の項目	算出根拠
運営費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費(直営)</li> <li>・保険料費</li> <li>・事務費</li> <li>・ホームページ費</li> <li>・常設展示保守費</li> <li>・印刷費</li> <li>・調査研究費</li> <li>・イベント費</li> <li>・広報費</li> <li>・旅費・交通費</li> <li>・企画展費</li> <li>・ボランティア経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費</li> <li>・保険料費</li> <li>・事務費</li> <li>・ホームページ費</li> <li>・常設展示保守費</li> <li>・印刷費</li> <li>・調査研究費</li> <li>・イベント費</li> <li>・広報費</li> <li>・旅費・交通費</li> <li>・企画展費</li> <li>・ボランティア経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P S Cは、本事業の実施に必要な各業務を個別に発注したと仮定し、これまでの事業実績及び市場調査等を基に算出した。</li> <li>・P F I－L C Cは、事業実績及び市場調査等を参考にするとともに、本事業における業務内容を踏まえ、民間事業者の事業管理能力や技術的知見等のノウハウや創意工夫により実現できると想定される費用を見込んで算出した。</li> </ul>
維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守点検費(建物保守点検、設備保守点検、昇降機保守点検、環境</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守点検費(建物保守点検、設備保守点検、昇降機保守点検、環境</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P S Cは、本事業の実施に必要な各業務を個別に発注したと仮定し、これまでの</li> </ul>

項目	P S C費用の項目	P F I - L C Cの費用の項目	算出根拠
	測定、害虫駆除、外構等) ・清掃業務 ・機械警備 ・修繕更新費 ・水道光熱費 ・展示用潜水艦維持管理費	測定、害虫駆除、外構等) ・清掃業務 ・機械警備 ・修繕更新費 ・水道光熱費 ・展示用潜水艦維持管理費	事業実績及び市場調査等を基に算出した。 ・ P F I - L C Cは、事業実績及び市場調査等を参考にするとともに、本事業における業務内容を踏まえ、民間事業者の事業管理能力や技術的知見等のノウハウや創意工夫により実現できると想定される費用を見込んで算出した。
展示物等更新費	・史料館施設の改修企画費 ・設備改修企画費 ・展示用潜水艦の改修企画費 ・常設展示の改修企画費	・史料館施設の改修企画費 ・設備改修企画費 ・展示用潜水艦の改修企画費 ・常設展示の改修企画費	・ P S Cは、本事業の実施に必要な各業務を個別に発注したと仮定し、これまでの事業実績及び市場調査等を基に算出した。 ・ P F I - L C Cは、市場調査等を参考にするとともに、本事業における業務内容を踏まえ、民間事業者の事業管理能力や技術的知見等のノウハウや創意工夫により実現できると想定される費用を見込んで算出した。
その他の費用		・ P F I 事業実施に係る公共側の費用 ・維持管理・運営期間中の民間事業者の間接経費及び利益	・ P F I - L C Cは、 P F I 事業実施に係るアドバイザー費用及び事業実績等を基に民間事業者の運営費等を計上した。
資金調達に係る費用	・運営費及び維持管理費は発生年度に支払 ・展示物等更新費は、初年度に支払	・一定額の資本金以外は、外部借入による資金調達とし、これに伴って事業期間に支払う借入利息を計上	・ P F I - L C Cにおける資金調達条件は、過去の P F I 事業の実績等を参考に、近時の金融市況を基に設定した。